

コーヒーショップ運営事業契約書（案）

委託者 国立大学法人宮崎大学契約担当役 理事 坂本 秀敬(以下「甲」という。)
と受託者 株式会社〇〇〇〇 代表取締役社長 〇〇 〇〇(以下「乙」という。)
との間において、国立大学法人宮崎大学医学部附属病院(以下「病院」という。)のコー
ヒーショップ運営事業(以下「運営事業」という。)の業務委託に関し、次のとおり契
約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、病院の利用者である患者、付添者、見舞客及び教職員、学生(以下
「利用者等」という。)に対するサービス事業に係るコーヒーショップ運営業務を乙
に委託し、乙は、これを誠実に責任を持って行なうものとする。

2 甲は前項に掲げる業務のほか、新たな業務を乙に委託する場合は、その都度協議
して定めるものとする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和9年4月1日から令和19年3月31日までとする。

(施設等の貸与等)

第3条 甲は、運営事業のために、別紙図面の医学部附属病院新外来診療棟1階の店
舗部分の建物(以下「施設等」という。)を有償で乙の利用に供するものとする。た
だし、客席部分は、利用者をコーヒーショップ利用者に限定しない場合に限り無償
での貸付とする。

2 乙は、施設等の全部又は一部を第三者に貸与し又は利用させ、若しくは第1条の
規定するサービス事業以外の用途に供してはならないものとする。

3 甲は、前項の規定に拘わらず、乙が運営事業を遂行するために乙とフランチャイ
ズ契約を締結したフランチャイジーに再委託することを認める。ただし、乙は、運
営事業に関する全てに、責任を負うものとする。

4 乙は、第1項に規定する施設等以外の施設等を一時使用しようとするときは、あ
らかじめ文書をもって甲の承認を受けなければならないものとする。

5 乙は、甲の貸与する施設等を変更しようとするときは、あらかじめ文書をもって
甲の承認を受けなければならないものとする。

6 乙は、施設等に甲の同意を得て、運営事業の実施に必要な設備等を乙の負担にお
いて設置できるものとする。

(乙の責務)

第4条 乙は、運営事業を実施するに際しては、関連する法令、規則等を遵守すると
ともに、善良なる管理者の注意をもって誠実に履行するものとする。

2 乙は運営事業を実施するに当たっては、良質な飲食物・サービス等を提供するも
のとする。

3 乙は、いかなる理由によっても甲の社会的信用を失墜させたり、患者等の不利益
となる行為をしてはならないものとする。

4 乙は、運営事業を実施する際にトラブルが発生した場合は、乙の責任において解
決を図るものとする。

(経費の負担区分)

第5条 乙は、建物貸付料、人件費、保険管理費、被服費、光熱水費、原材料費、通
信費その他運営事業の実施に必要な経費を負担するものとする。また、運営事業の
実施にあたり固定資産税が発生した場合は、原則として乙の負担とする。

2 前項の建物貸付料については、国立大学法人宮崎大学固定資産貸付事務取扱細則
第2条に基づいた金額とする。また、支払い方法等については、甲の発行する固定

資産(不動産)貸付書をもって行うものとする。

(業務委託対価の不払い)

第6条 甲は、乙に対し運営事業の業務委託に伴う報酬、その他いかなる対価も支払わないものとする。

(損害賠償)

第7条 乙は、その責に帰する事由により施設等に損害を与えた時は、その損害額に相当する金額を損害賠償額として甲に支払わなければならないものとする。ただし、損害を与えた施設等を原状に回復したときは、この限りではない。

2 前項に掲げる場合のほか、乙が本契約書において規定する義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として甲に支払わなければならないものとする。

(広告等の掲示)

第8条 甲は、乙と協議の上、乙が広告、告知等を掲示板及び店舗での掲示を認めるものとする。

(移動看板設置)

第9条 甲は、乙と協議の上、乙が移動看板を設置することを認めるものとする。

2 移動看板の設置場所の使用料は無償とする。

3 乙は、移動看板の作成、設置、修繕、維持管理その他移動看板にかかる一切の費用を負担するものとする。

4 乙は、甲と乙のコーヒーショップ運営事業契約が終了したときは、乙の費用負担と責任において移動看板を撤去するものとする。

(運営事業の業務状況等の報告等)

第10条 乙は、定められた期限までに、業務報告書を甲に提出する。また毎年定期的に収支決算等を書面により甲に報告し、第11条の規定に定める寄付金を甲に納付するものとする。

2 乙は、業務に関し監督官公庁から指摘、指示を受けたときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

3 乙は、甲が、業務状況及び施設等の管理状況等について報告を求めたときはこれに応じなければならないものとする。

4 甲は、施設等を随時に実地調査し、乙に、その管理に関し指示することができるものとする。

(寄附金)

第11条 乙は、医学部及び附属病院の教育研究助成、職員・学生・患者等の福利厚生のため、「協賛金」として甲に寄附するものとする。

2 乙は、次の計算式で算出した寄附金の額を別紙「第1号様式」に記入し、業務報告書とともに3月末までに甲へ提出するものとする。

計算式 前年度年間売上額(税別) × 〇〇% (千円未満切り捨て)

3 乙は、前項の寄附金について甲が発行する振込依頼書により、当該振込依頼書に定める金額を納付期限までに納付するものとする。

4 甲及び乙は、前1項に定める協賛金は、法人税法第37条第3項第2号に基づき財務大臣が指定した寄附金として、国立大学法人宮崎大学寄附金受入事務取扱規程に則って、納付するものであることを確認するものとする。

(秘密保持)

第12条 甲及び乙は、契約期間中において知り得た互いの業務上の秘密について、これを第三者に漏洩してはならないものとする。

2 前項の規定は、本契約の終了後においても同様とするものとする。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙に本契約に違背する事実があったと認めたときは、本契約の解除又は契約の一部を変更できるものとする。

- 2 甲が必要と判断したときは、アンケート調査等を実施し、運営事業に対する評価を実施できるものとする。その評価結果が著しく不評と判断されるときは、甲は事業内容の改善に関する協議又は要求あるいは契約の解除ができるものとする。
- 3 甲は、乙が乙の責に帰すべき事由により契約の解除を申し出たときは、本契約を解除できるものとする。
- 4 甲は、甲及び乙が運営事業の継続が不可能と認めたときは、本契約を解除できるものとする。
- 5 甲は、施設等の利用を必要とすることとなったときは、乙が継続して営業ができるように代替地などの確保に努めると共に再出店について乙と協議のうえ、本契約の解除又は契約の一部を変更できるものとする。
- 6 乙は、前4項の規定により契約の解除又は契約の一部変更があった場合、甲に対して異議の申し立て、営業権の補償等の損害賠償その他一切の請求を行使することができないものとする。
- 7 契約の解除を行なうとき又は、甲若しくは乙が事業の終了を望むときは、終了の6ヶ月までに相手方に通知し、契約の解除に関しての協議を行なうものとする。
- 8 甲は、前項5項の規定により契約の解除を行なう場合は、契約期間満了前での退店で、乙に損害が生じるときは、補償について甲・乙協議するものとする。

(契約期間満了後の施設等の引渡等)

第14条 乙は、第2条の規定により契約期間が満了したとき又は前条の規定により契約が解除となったときは、乙の負担において甲・乙協議のうえ決定する期日までに施設等を原状に回復して返還しなければならないものとする。ただし、甲が特に承認したときは、この限りではない。

- 2 乙が原状回復の義務を履行しないときは、甲は乙の負担においてこれを行なうことができるものとする。この場合、乙は甲に異議を申し立てることはできないものとする。

(協議)

第15条 この契約に定めない事項について、定める必要が生じた場合は、甲・乙協議してこれを定めるものとする。

(裁判所)

第16条 この契約に関する訴えの所轄は、宮崎大学所在地を所轄区域とする宮崎地方裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲・乙双方が記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

令和8年 月 日

甲 宮崎市学園木花台西1丁目1番地
国立大学法人宮崎大学
契約担当役 理事 坂 本 秀 敬

乙 ○○○○

令和 年 月 日

宮 崎 大 学 長 殿

寄付者

住 所
氏 名
電話番号

寄附金として下記のとおり寄附します。

記

- | | |
|--------------|--|
| 1. 寄 附 金 額 | 金 _____ 円 也 |
| 2. 寄 附 の 目 的 | 医学部及び附属病院の教育研究助成、
職員・学生・患者等の福利厚生のため |
| 3. 寄 附 の 条 件 | なし |
| 4. 寄附金の名称 | 協賛金 |
| 5. そ の 他 | <ul style="list-style-type: none">・ 寄附者【 <u>法人</u> ・ 個人 】
(※法人か個人か○で囲んでください。)・ 資金提供の事実の公表【 可 ・ 否 】
(※日本製薬工業協会の会員でない法人の寄付者様が
対象です。可か否いずれかを○で囲んでください。)・ 医学部附属病院長 |

別紙 2

貸付場所・・・ 医学部附属病院外来診療棟 1 階
客席・・・

※客席部分は、利用者をコーヒーショップ利用者に限定しない場合に限り無償での貸付とする。

